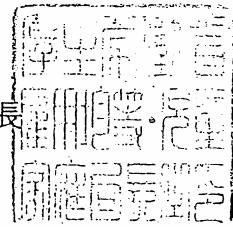


雇児発第0401002号

平成20年4月1日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について

保育所における調理業務については、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)により、施設外で調理し搬入すること(以下「外部搬入」という。)は認められないところである。

しかしながら、地方公共団体が設置する公立保育所については、その運営の合理化を進める等の観点を踏まえ、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について」(平成16年3月29日雇児発第0329002号。以下「旧特区通知」という。)(参考1)により、地方公共団体が構造改革特別区域(以下「特区」という。)の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り、給食の外部搬入を認めることとし、順次、当該特例事業の認定が行われてきたところである。

今般、近年の食事の提供方法の多様化を踏まえ、保育所における調理業務について、外部搬入は認められないと法令上明確化するとともに、併せて旧特区通知を根拠として実施してきた公立保育所における給食の外部搬入事業を、法令を根拠としたものとするため、本日、「児童福祉施設最低基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」(平成20年厚生労働省令第89号)を別添のとおり公布し、即日施行したところである。

この主な内容及び特区事業実施に当たっての具体的な留意点は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内市町村及び関係者へ周知し、本通知に基づき事業が円滑に実施できるようご配意をお願いする。また、旧特区通知については、本日をもって廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。

## 1 省令の概要

### ① 児童福祉施設最低基準の一部改正関係

第11条第1項として、助産施設を除く児童福祉施設の入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない旨を追加するものであること。なお、この点については従来の解釈を変更するものではなく、あくまでも解釈の明確化であること。

また、保育所の調理室と学校の給食施設との共用化については、従来から「保育所の調理室と学校の給食施設の共用化について」(平成16年3月31日雇児発第0331027号)において可能という取扱いを示しているところであるが、今回の改正では、この取扱いについて変更するものではないこと。

### ② 厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)の一部改正関係

第1条として、一定の要件を満たす公立保育所においては、特区事業として給食の外部搬入を行うことができる旨を追加すること。

なお、今般の改正の施行前に既に特区の認定を受けている地方公共団体については、改めて認定を受ける必要はないものであること。

## 2 特区事業実施に当たっての留意事項

特区事業により外部搬入を実施するに当たっては、特区省令第1条に規定する要件を満たす必要があること。なお、この場合に、次の①から④までに留意すること。

① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。(第1条本文関係)

② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。また、保健衛生面・栄養面については保健所等による助言・相談に従うとともに、調理業務の委託・受託については、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)(参考2)及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)(参考3)の内容に十分留意すること。(第1~3号関係)

③ 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、ア

トピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。（第4号関係）

- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものである。なお、食育に関しては、「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月16日雇児発第0316007号）」及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月29日雇児保発第0329001号）」を参考にされたい。（第5号関係）

## 保護施設等における調理業務の委託について

昭和62年3月9日 社施第38号  
各都道府県知事・各指定都市市長あて  
厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知

今般、生活保護法による保護施設、身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設、老人福祉法による老人福祉施設、売春防止法による婦人保護施設及び知的障害者福祉法による知的障害者援護施設のうち入所者に給食を提供することとされている施設における調理業務の委託については、その取扱いを左記のとおりとすることとしたので、御了知の上、関係者への周知徹底及び指導方よろしく願いたい。

## 記

## 1 保護施設等における調理業務の委託についての基本的な考え方

保護施設等（以下「施設」という。）における調理業務は、施設自らが行うことが望ましい。しかしながら、調理技術の進歩、衛生思想の普及等に鑑み、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により給食の質が確保される場合には、入所者の処遇の向上につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

なお、この場合においても、当該業務に係る責任は施設にあるものであること。

## 2 調理室について

原則として施設内の調理室を使用して調理させること。ただし、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされている場合には、施設外で調理し搬入する方法も認めることができる。

なお、その場合においては、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の第4の2の規定に準拠すること。

## 3 施設の行う業務について

施設は、次に掲げる業務を自ら実施するものとし、その業務を担当させるため、栄養士を配置すること。したがって、栄養士を配置していない施設は、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

- (1) 入所者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。
- (2) 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。
- (3) 毎回、検食を行うこと。
- (4) 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認すること。

- (5) 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。
- (6) 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めるとともに、健康の保持増進の観点から、栄養指導を積極的に進めること。

#### 4 受託業者について

- 受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。
- (1) 施設給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。
  - (2) 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。
  - (3) 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。
  - (4) 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。
  - (5) 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。
  - (6) 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。
  - (7) 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

#### 5 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、4の(1)、(4)、(5)及び(6)に係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

- (1) 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。
- (2) 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めたとき、その他受託業者が適正な施設給食を確保する上で支障となる行為を行つたときは、契約期間中であつても施設側において契約を解除できること。
- (3) 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となつた場合の業務の代行保証に関するこ。
- (4) 受託業者の責任で、法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、施設に損害を与えた場合は、受託業者は施設に対し、損害賠償を行うこと。

#### 6 その他

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、前記2から5までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとすること。

## 保育所における調理業務の委託について

〔平成10年2月18日 児発第86号  
各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛 厚生省児童家庭局長通知〕

保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第2次勧告の指摘等を踏まえ、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、下記の事項に留意の上、調理業務の委託を認めることとし、平成10年4月1日から適用することとしたので、適切な実施を期するよう、貴管下市区町村及び保育所に対し周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。

なお、本通知に従い調理業務の委託を行う施設のうち、全ての業務を委託する施設にあっては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）第1条により、調理員を置かないことができるものである。

### 記

#### 1 調理業務の委託についての基本的な考え方

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

#### 2 調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。

#### 3 栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う施設にあっては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

#### 4 施設の行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、1の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ 毎回、検食を行うこと。

オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。

キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

#### 5 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすこと。

ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。

エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。

カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

キ 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

#### 6 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、上記5のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。

イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間

中であっても保育所側において契約を解除できること。

ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

#### 7 その他

- (1) 保育所全体の調理業務に対する保健衛生面・栄養面については、従来より保健所等による助言・指導をお願いしているところであるが、今後とも保健所や市町村の栄養士の活用等による指導が十分に行われるよう配慮すること。
- (2) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、上記2から6までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとすること。